

消防参第86号
平成30年7月2日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁国民保護・防災部参事官
(公 印 省 略)

山岳救助活動時における事故防止の徹底について

標記の件について、先般、山岳救助活動にあたった消防職員が滑落し受傷する事故が発生しました。

現時点では、事故の詳細については当該消防本部にて調査中ですが、事故の概要及び対応等について下記のとおりお知らせしますので、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、山岳救助隊を始めとする救助活動中における事故防止の徹底について周知願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事故概要

平成30年6月23日（土）11時22分覚知、北海道上川郡上川町愛山溪で発生した救助活動において、北海道防災ヘリのホイストにより登山道へ降下した消防職員が、要救助者がいる地点への移動中に雪溪（急斜面）で滑落し受傷したものの。

2 対応等

山岳事故は、厳しい自然環境の中で長時間の救助活動を実施することが多く、救助隊員自身の転落、行方不明などの二次災害発生のおそれがあることを認識し、救助活動時の事故防止を徹底してください。

また、各消防本部等においては、各消防本部のマニュアル等を再確認するとともに、「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書（平成28年3月）」も参考とし、山岳救助活動時における安全管理について徹底するよう願います。

【参考】・消防庁「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書」
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/ontake/04/houkokusyo.pdf

・消防庁国民保護・防災部参事官付
担当：松浦係長、堀木事務官
電話：03-5253-7507 FAX：03-5253-7576
E-mail：fdma.kyuujo@soumu.go.jp